

議案第40号

備前市デマンド型乗合タクシーに関する条例の制定について

備前市デマンド型乗合タクシーに関する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月20日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市デマンド型乗合タクシーに関する条例

(目的)

第1条 この条例は、備前市デマンド型乗合タクシー(以下「デマンドタクシー」という。)を運行することにより、高齢者をはじめとした交通弱者の交通手段を確保し、地域内交流の利便性の促進に伴う地域の活性化を図り、もって地域住民の公共の福祉に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、デマンドタクシーとは、利用しようとする者からの予約を受けて、乗車場所からそれぞれの目的地まで乗合で運行するものをいう。

(運行方法)

第3条 デマンドタクシーは、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の規定による一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けた市内に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者又はこれらに準じる者であって、市長が適当と認めるものをもって運行する。

(運行対象地域等)

第4条 デマンドタクシーは、規則で定める運行対象地域ごとに、それぞれ当該地域内を運行する。

(運行日等)

第5条 デマンドタクシーの運行日及び運行時間については、規則で定める。

(利用対象者)

第6条 デマンドタクシーを利用することができる者は、第4条に規定する運行対象地域ごとに、それぞれ当該各運行対象地域に住所を有する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、デマンドタクシーの利用者が利用に当たり介助を必要とする場合において、当該介助のために同乗する者(市内に住所を有する者に限る。以下「同乗者」という。)については、当該者の運行対象地域にかかわらずデマンドタクシーを利用することができる。

(利用手続き)

第7条 デマンドタクシーを利用しようとする者(前条第2項の同乗者の利用を含む。以下同じ。)は、規則で定める方法によりあらかじめ予約をしなければならない。予約をした事項の変更又は取消しをしようとする場合も、同様とする。

(料金)

第8条 デマンドタクシーを利用する者の利用料(以下「料金」という。)は、別表のとおりとする。

(予約の取消し)

第9条 市長は、第7条の予約が次の各号のいずれかに該当するときは、当該予約を取り消すことができる。

(1) 予約をした事項に虚偽があることが判明したとき。

(2) その他市長が不相当と認めたとき。

(料金の還付)

第10条 既に納付した料金は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(利用の制限)

第11条 次の各号に該当する場合は、乗車を拒み、又は下車させることができる。

(1) 運行上危険があると認めたとき。

(2) 運転員が法令に基づいて行う措置に従わないとき。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(マイナンバーカードを提示した場合に係る料金の特例)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間において、デマンドタクシーを利用する

者が利用に際し当該利用者本人のマイナンバーカード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)の提示した場合における別表の規定の適用については、同表中「200円」とあり、及び「100円」とあるのは「無料」とする。

別表(第8条関係)

区分	料金
大人(中学生以上)	1乗車につき 200円
小学校に就学している児童	1乗車につき 100円
小学校就学前の子ども	無料